

公共工事の前金払の特例に係る取扱いについて

令和6年4月1日

大崎市総務部財政課

1 趣旨

公共工事等の適正かつ円滑な施行の確保を目的として、被災地域で施行される公共工事等の経費のうち、引き上げられている前金払をすることができる割合の特例を定めた規定を削除。あわせて公共工事の代価の前払金をなすことができる範囲を拡大する特例について、令和6年度も継続するもの。

2 概要

(1) 前金払をすることができる経費の割合の特例を定めた規定を削除

(東日本大震災による被害を受けた地方公共団体における公共工事に要する経費) 対象工事等及び割合の上限 (特例前の従前の割合となる。)

対象工事等	請負金額に対する前金払等の割合の上限	
	現行	改正後
予定価格が130万円を超える工事	<u>10分の4.5以内</u>	<u>10分の4以内</u>
	(前金払と中間前金払の支払合計) <u>10分の6.5以内</u>	(前金払と中間前金払の支払合計) <u>10分の6以内</u>
50万円を超える建設関連業務	<u>10分の3.5以内</u>	<u>10分の3以内</u>

(2) 使用用途拡大の特例措置の継続

① 特例措置の適用対象

特例措置の適用対象となる前払金（中間前払金を含まない。以下同じ。）は、平成28年4月1日から令和7年3月31日までに新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和7年3月31日までに払出しが行われるもの。

② 既に請負契約を締結している工事の取扱い

平成28年4月1日から令和6年3月31日までに新たに請負契約を締結した工事については、発注者と受注者間で協議の上、変更契約により当該請負契約における前払金の使用に係る規定を変更した場合には、特例措置を適用することが可能。

(3) 施行日

令和6年4月1日